

令和6年度第1回史跡小田原城跡調査・整備委員会会議録

日 時：令和6年5月24日（金）午後1時30分～午後4時00分
会 場：おだわら市民交流センターUMECO 会議室3
出 席 者：小和田委員長、伊藤副委員長、浅倉委員、小笠原委員、岡本委員、
小沢委員、小出委員、佐藤委員、杉本委員、宮里委員
オンライン：小野部会長
オブザーバー：神奈川県教育委員会文化遺産課 谷口主幹、萩原主事
(株)文化財保存計画協会 山田氏
事務局：菊地文化部長、湯山文化部副部長、湯浅文化財課長、
小林副課長（史跡整備係長）、長谷川副課長（文化財係長）、
佐々木副課長（埋蔵文化財係長）大島主査、保坂主任、加藤主任、
伊藤主任
経済部小田原城総合管理事務所 佐々木副所長、相田係長、
諏訪間主査
建設部みどり公園課 山崎係長

【開会あいさつ】

【資料の確認】

【会議の公開について】

議事

（1）審議事項 ア 御用米曲輪平場整備の方針案について（資料1）

委員長：それでは、議題の1の審議事項、御用米曲輪平場整備の方針案について、まず事務局から説明をお願いします。

副委員長：審議事項アの御用米曲輪平場整備の方針案について、事務局から事前の説明を受けたが、戦国部会と本委員会との関係をよく理解できておらず、なかなか得心がいかなかった。というのは、かつて、植栽、特に樹木の整枝について非常に紛糾した際、特殊な案件なので植栽部会で詳細を決めてほしいということになり、委員会では、部会で決めたことを報告事項として承認していたという記憶がある。同様に、戦国部会も非常に特殊な例で専門性が高いことから、専門部会で研究、検討してほしいという成り立ちだったと理解している。そうなると、部会で決めたことを委員会でもう1回審議するのは、入れ子状になって非常に危うい構造ではないかという印象を受けた。委員会と部会が上下関係にないのであれば、部会の結論がそのまま整備方針になるのがすっきりする。

そうでなければ、部会と違う結論が委員会が出たら、市は意見の統一ができず、県や文化庁にも現状変更や整備の申請手続きができないという自縄自縛になるのではないか。審議に入る前に、本委員会と戦国部会がどういう位置関係にあ

るか、事務局に確認したい。

事務局：今回、御用米曲輪の戦国期整備は専門性が高いという理由で、この史跡小田原城跡調査・整備委員会の下に戦国期整備検討部会を組織した。当初、委員会は、御用米曲輪の平場に江戸期と戦国期の遺構を段差をつけて表示するという案で決定したと思う。今回、部会では、平場を戦国期で整備をした方がいいのではないかという委員会とは違う結論が出たので、その点の整合性を取るために今回審議事項とした。どちらの整備方針をとるか、本委員会で決めていただきたいと考えている。

副委員長：それでは、委員会で反対意見が出ると部会の提案してきた整備方針が覆ってしまうのか。そういう権限が委員会にあるのか。例えば、国の文化財審議委員会は専門調査会に調査研究を付託するが、審議会は答申の内容に不備なり不満があれば覆せる。私が文化庁にいた時は一度も事例はないが、特に大規模な現状変更で何回か専門調査会の意見が採用されなかった例があると聞いている。本委員会と部会がそうした上下関係にあるのは非常に不安定で危ないのではないかという危惧がある。

さらに言うと、委員会は部会ほど戦国期の専門家が揃っていないので、専門家の決めてきたことに対して、それを否定するだけの学識見識があるかということころについても少し疑問がある。構造上も不安定で、知見のレベルでも不安定で、これは、決定権がどちらか一方にあるという風にはっきり決めた方が順調に進むと思う。加えて、史跡整備は、現代に生きる人たちに対する説明もあるが、20年後、30年後、将来にわたり使い続けていく人たちに対しても、この整備をこういう考え方でやったと、ちゃんと説明をし続けなければいけない。その時に、部会が非常に丁寧に調査研究をし、それを本日の委員会がオーソライズしてこういう風な整備になるとなると、私はなんとなく決まったとなってしまう危惧がある。全国から注目を浴びている御用米曲輪の整備において、文化庁が今まで採用してきた、「遺跡は上下に重なるので上を優先で整備する」という考えも覆さなければいけないため、非常に重たい理論武装が必要になる。

また、誰が最終的な案を作ったという責任の所在、誰が決定したのか、その過程が不明瞭になるので避けた方がいい。したがって、整備方針は部会で決めた方がよいのではないかというのが、私の意見である。そうすると、委員会でもう1回審議するのは屋上屋を架すことになる。本委員会では事実報告として聞いて、委員会に決定権がないようにしておいた方がスッキリするのではないかというのが私の意見である。事務局の話だと、決定権は本委員会にあるという仕組みになるという理解か。

事務局：文化庁の調査官に事前に相談をしている。その中で、今までの整備方針である江戸期半分、戦国期半分で平場を整備するという考えを、平場を全部戦国期にするという話にするのであれば、史跡小田原城跡調査・整備委員会としてまずそれを決めてほしい。そして、事務局、地元の市として委員会と同じ方向であれば、文化

庁としてはその意見を尊重すると言われた。したがって、本委員会と小田原市が同意見として文化庁に提案すれば、その方針を認めると内々に話してもらっている。本委員会でどちらにするかを決め、部会として整備をより具体的に検討するため、審議事項で挙げさせてもらった。

副委員長：簡単に言うと、文化庁も神奈川県も責任を負いたくないから、簡単に言ったらこの委員会に丸投げしている。それだけ難しく、判断もどうやっていいか多分分からない。私や委員が文化庁にいた時は、多分丸投げではなく、国はこういう整備の手引きにガイドラインがあるから、このガイドラインでやってほしいと、簡単に説明し判断を示していたはずである。あまりにも難しすぎる判断なので、文化庁は多分判断はしないという判断をした。だから地元の責任においてやってほしい、そういう風に、国も県も丸投げしているわけなので、責任の所在がどこにあるかを今のような親子二重構造にしておくのはやめ、どこの決定で整備方針が決まったのかをはっきりわかるようにしておいた方が、現在の批判に対しても将来の批判に対しても、私はある程度は答えられると思う。ところが、部会で決めた内容を、あくまでも上位の委員会が審議の結果承認したという二重構造にしておいたら、よく分からなくなると思う。難しい話である。すぐに結論が出ないのであれば、今日のところは、これだけたくさんの議題が用意されているので、この通り進めてほしい。

事務局：戦国期整備検討部会を設置する時に、戦国期の整備については部会に一任するという話であったため、御用米曲輪の平場の整備のうち戦国期の整備については部会で検討を続けてきた。その中で、戦国期の整備については、南側で主に遺跡が出てきたところを検討していたが、北側の平場で去年発掘したところ石組水路が見つかり、戦国時代の遺構が残っていることが分かった。それをふまえて、平場全体を戦国期として整備した方がよいのではないかというのが部会の意見である。一任をされた戦国期整備検討部会でそうした方針案が出たことから、本委員会で、それを認めてもらうというのが順序であると考えている。

副委員長の意見である審議事項ではなく報告事項でいいのではないかとこのところは確かにその通りかもしれないが、事務局としては、本委員会の委員の皆様のご意見を伺いたかったので審議事項として挙げさせていただいた。

事務局では、御用米曲輪の議論を踏まえ部会で出た結論である戦国期で平場を整備していくという方針案も妥当と思っているので、本委員会の中でご意見をいただき、具体的な整備案についてまた部会の議論の中で反映していく、検討させてもらうという形がよろしいのではないかと考えている。

委員長：進め方について、他の委員の方々から何かご意見があるか。

委員：事務局の戦国期整備検討部会に一任するという理解が間違っているのではないかと。戦国期の遺構の整備について一任したのであって、御用米曲輪の整備は、本委員会で当初、半分近世、半分戦国と方針のもとで、そのうち戦国期の整備についてはさらに専門的な見識が必要なので部会で検討してもらうというような整理

であって、だからこそ、今その方針と違う戦国期整備の方針が出されたので、それを改めてここで議論するという整理だと理解し、私は出席した。そういう整理でないといけないと思う。今、一任したのでそれを了解して欲しいとか、副委員長がまとめたような、それをここで報告するとかいうようなもので始まったのではないと思う。それをちゃんとしたうえで、皆さんの意見を聞かないと、結論がどうなるとも整理の仕方が間違えていると思う。

事務局：確かに、戦国期の整備の一任というところの範囲の捉え方が曖昧だったので申し訳ない。江戸期半分、戦国期半分というのは本委員会で決めていただいて、戦国期の整備を部会に任せてもらうというのは、ご指摘のとおりである。そこで、部会の中の戦国期の専門の方々から、半分ではなくて全体の方がいいのではないかという話が出たということで、委員会の皆様にご意見を聞くため場を設けさせていただいた。

委員：もう少しすっきりした方がいい。結局、最終決定は誰がやるのか、今のお話の中でもかなり曖昧である。戦国期で全部整備する際には、江戸期の遺構全部に手をつけるということをこの場で承認したというような話になるのは嫌である。

事務局：平場について、江戸期の蔵が残ってるのは確認されている。それは発掘して壊すものではなく保存したままである。江戸期の遺構が見つかった場合は、そこはそれ以上掘らないということで、昨年度は発掘調査している。戦国期の石組水路は見つかっているが、それとは別に江戸期の初期であろう建物跡も見つかっており、それ以上掘り進めず残している。

委員：そのあたりが、かなり曖昧のままに、今日の資料ができてきているような気がしてならないと私は思う。反対とかそういうことではない。

事務局：江戸期の遺構は残したまま埋めて保存したままとし、平場全体を戦国期の遺構を復元、レプリカや似たような石を持つてくるなどの整備をしていきたいというのが今回の趣旨である。

委員：江戸期の遺構は土中に保存はされていると思うが、来られた市民の方々に表示し理解していただく形はどう考えているのか。

事務局：部会の議論では最終的な案は出ていないが、事務局で考えているのは、VR、ARなどで見られるような案を出していけたらとは思っている。

委員：議論が混乱しているので、部会長にもご出席いただいているが、もう一度資料を作り直してもらい審議にかけた方がよいと思う。今このまま進んでいくとわからないままになるような気がする。先ほど委員が発言していたが、確かに資料を読むと、実際にはまだ整備方針や具体的な整備の方法が決まっているわけではなく、江戸期の遺構と戦国期の遺構の両方が平場の中に表示される方針が、残り半分の江戸期の部分に関して戦国期も表示されるというよりは、混在をやめたいというところまでしか、今はまだ進んでいない状態である。資料の表現も分かりにくいところがあるので、もう少し枠組みが分かる形で説明する資料をもとに、改めて議論してからでも工期は間に合うと思うが、いかがか。

事務局：委員から、資料の作り込みが甘いというご指摘は、その通りであると受け止める。事務局としては大きな方針なので、本委員会で決めていただければありがたいところである。ただ、今ご議論がなかなかしにくいのであれば、次回の委員会でご議論いただくことで、問題ない。

県職員：県の文化遺産課であるが、この手の方針案を決める時には、原案と今度の提案を対比し、それぞれのメリット、デメリットみたいなものをもう少し書き込んだ方が分かりやすい資料になると思う。また、大きな方針を定めるにしても、今委員が発言されたような、もう少し色々検討する余地が残されていると思うので、もう少し検討を進めてもらった上で、戦国期で全体を整備する場合はこういうメリットがあって、こうした方がより良い感じになるみたいなものを明示した資料作りをしてもらえればと思う。

副委員長：委員が最初に言った、部会の役割として、検出された戦国期遺構の整備方針を決めるため、それを補強する意味で追加の発掘調査はいいだろうというところまでは言ったが、御用米曲輪全体の整備方針の判断を部会に委ねたわけではないというのは、私も最初はそういう受け止め方である。私は部会の設置要綱を見せていただいたことはないが、部会の権限はどこまでなのか、きっちりと書いてあるのかどうか。もしかすると委員会との関係が、上下なのかあるいは全く特殊な関係なのか、別個に調査、研究しているのか、どんな建てつけになっているのかが、誰もよくわかってないのではないか。どんな設計図になっているのか、そこをきっちりと絵に書いて示してもらいたい。そこで、権限の所在がはっきりしないと、多分これからの議論が立ちゆかなくなる。

事務局：参考ではあるが、参考資料4につけている史跡小田原城跡調査・整備委員会規則がある。その規則の中の第4条のところで、委員会に専門事項を調査するため必要があるときは専門委員を置くことができる。2として、専門委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱するという条文を根拠に、戦国の専門家を構成員に専門部会を設置した。部会の設置要綱がすぐ資料として出せず申し訳ないが、後で確認し委員の皆様にお送りする。

副委員長：この条文は、専門事項が特殊な場合は、今選任してる委員以外の委員を選任して、そこで調査研究してもらってもいいという書き方である。簡単に言って連続テレビドラマ、具体例で言うと「相棒」が面白いので登場人物の「米沢さん」に関するものをもう1個別のドラマにする。スピンオフしてもいいと書いてあるだけで、そのスピンオフとして、これが特殊なのでよく調べていることであっても、委員にどれだけの権限があるのかはどこにも書いていない。こういう、このスピンオフを使い専門部会を作ったから、どこまで任されているか、どこまで権限があるのかわからないし、本委員会との関係性もわからないままである。となると、この参考資料4のまま使えば委員会に最終決定権があるとなるが、私が聞いていると、どう考えてもここに最終決定権があるようには思えない。

事務局：議論を混乱させて申し訳ない。一旦事務局が整理をし、再度提案させてもらいた

い。1度取り下げ、次回に資料を作り込み、皆様にお示しできればと思う。

副委員長：扱う案件が非常に重たい。多分、小田原市だけではなくて、他の似たような史跡整備の時にも将来にわたって踏襲されていくか、あるいは批判されていく。そういうものの1番最初である。小田原市はファーストペンギンである。最初に飛び込むペンギンである覚悟を持って、スピンオフの情報を使って部会を作るのではなく、設置要項を作り、本委員会との関係性と、部会にどこまでの権限があるのかと、委員会が調査研究を諮問したのか、その諮問に対して部会は答申する立場なのかを整理してもらわないと、いつまでも議論が先に進まない。最終決定がどこでされたかわからないまま、皆よくわからないまま承認したという風に進んでいくようなことを、すごく危惧している。今日は時間をもったいないから、そのレジュメを作り直した方がいいか。それとも、どうするか。

委員：今話題になっているのは、資料1のみか。資料1は、もし、このような形の経緯であれば、部会がその名前で見解を書面にするか、部会員が出席されて部会の総意をまとめて発言されるか、書類を用意されるかという形になるかと思う。この資料1だと誰が提案しているのかわからない。今言われたように、部会と委員会の関係が曖昧だという点が、提案にも遠慮として表れているように感じる。

事務局：次回には、資料をしっかりと用意する。

委員：再確認するが、部会を設置した時の設置条例というか規約というか、そういったものがあるはずだが。

事務局：令和3年度に案を作り、令和4年度の当初で認めていただいた。

委員：下部組織で議論して整備計画を立て、そのまま委員会の了解事項になるような行政構造は考えられない。検討されないのであれば本委員会の預かり知らない世界である。部会の成果が出たら委員会で報告し、ここできちんとその整備方針を検討することが、基本の筋であると思う。

委員長：私は今日、その場だと思っていた。部会の報告を受け、この場で議論するかなと思っていた。

事務局：その予定だった。

委員：今回初めてこの話が出たというわけではなく、私の認識としては、部会がこれまで何年かやってきたことについて委員会のたびに報告があり、発掘調査をしてみたら、いいものが出てきたので、部会としてはこれを全体で整備するのはどうかというような案が出ているというところまでは報告があったと思う。戦国期の池とそれに伴うであろう建物跡の整理をどうするかを議論するため、石の暴露実験をして、そのまま使えるかどうかというような検討もしてきたが、戦国期の遺構が広がり立派なものが発見されているので、それを全部表示したらどうかという案が出ている。これについては、本来委員会から委ねられたことではないので、本委員会で議論してもらえないかというような段階だと私は認識している。何か意見が出てくると、そのたびに事務局がふらふらしている。右にふれたり左にふれたり。もっとその点はしっかりした方がいい。

事務局：申し訳ない。

委員：ここはこういう風にして考えているというところを、部会長に言われると部会長の方を向く、原委員に言われると委員の方を向く、そこはしっかりしないからよくない。しっかりしてほしい。

事務局：申し訳ない。

委員長：では、この案に関してはどうするか。

事務局：今日、部会長にもご出席いただいているので、当初、事務局からご説明させていただきたいと思っていたところについてお話しする。建て付けのところの話については、どちらが決定権を持っているのかということに尽きると思うが、最終的な決定権は本委員会にあると私は思っており、今日この議題を掛けさせていただいた。平成30年度の際は、江戸期と戦国期の整備をするということが委員会で決まった。ただし、委員がお話いただいた通りのことが出てきたので、ここでもう1回ご説明し、大きな変更をさせていただけないかということをお話しした上で、その大きな変更について、委員会として「もう少しやってみてほしい、調査もしてほしい」ということであれば進めていく。「そのようなことは、とんでもない」ということであれば、ここで手戻りするしかないと思っている。いずれにしても、組織の建て付けのところと、副委員長からお話が合った冒頭のところは確かにしっかりしたものがないのは確かなので、今日のところは説明を聞いていただき、また次回、その資料について整理させていただきたいと思う。事務局から説明させていただいてもよろしいか。

委員長：よろしいですか。はい。

事務局：どういう経緯でこの提案が出てきたのかという、そもそものところになる。委員が言われた通り、今までも御用米曲輪についてはその都度ご報告をしてきたが、南側のところをもう少し全面展開していくかというところの意見については、事務局からも1度ご説明をさせていただければと思っている。

委員長：説明をお願いします。

事務局：資料1をご覧ください。御用米曲輪の平場の整備は、当初、江戸後期の曲輪の姿を顕在化するという方針であった。平成22年度から平成27年度にかけて行った発掘調査で、御用米曲輪の南側部分より戦国期の遺構が見つかり、平場の南側を戦国期、北側を江戸期に整備し、歴史的な重層性を示す整備とするようにという風に方針が変更されている。その後、本委員会で、戦国期の整備については専門家の意見を聞く部会を設置する方が良いのではないかという提案があり、令和4年度に史跡小田原城跡御用米曲輪戦国期整備検討部会を設置し、御用米曲輪の戦国期整備について検討を重ねてきた。部会において、戦国期における御用米曲輪全体の空間構成を明らかにすることが必要であるとの意見が出されたことから、北側における追加の発掘調査の実施が提案された。令和5年度に、発掘調査を行い、戦国期の遺構が濃密かつ複雑であることが確認された。また、御用米曲輪の平場の整備については、部会で検討する中で、平場の中で時代、遺構が混

在すると来場者の方が混乱するのではないかという意見も出された。そのため、部会としては、御用米曲輪で見つかった戦国期の遺構は、東国でこれほど明確に戦国時代の大名居館の様相が確認されているのは他になく、なおかつ、これまで発掘調査が行われている鉢形城や八王子城と比較することができる、全国的に見ても、大名権力の実態を語る上で数少ない貴重な遺構であることから、御用米曲輪の平場全体を戦国期として整備するという案が出された。今年度は、昨年度の発掘調査で見つかった石組水路の連続性など、平場の空間構成を把握するための発掘調査を引き続き行う予定である。令和7年度以降に基本設計、実施設計を行い、令和9年度以降に整備工事を実施し、令和12年度までに工事を完了し公開したいと考えている。本日、部会長にご出席いただきお話を伺う。

部会長：冒頭、私も言いたいことがある。私は、この部会の位置付けや機能について、先ほど議論がされていたのを聞きながら少しびっくりしたのだが、私が事務局から説明を受けた時には、部会では、北条期の遺構の意義や曲輪内での空間の評価をし、それにふさわしい整備を提案することを委ねられたと理解している。先ほど、どちらの組織に決定権があるかの議論があったが、両者はある意味分身みたいなもので、御用米曲輪の中の戦国期の遺構について、この部分もあつたら考えてほしいと委ねられたと思っている。構造的に委員会の位置づけがどうのというのは、委員会側でゆっくりと議論してもらえばいい。もし、そのようなことが委員会の中で問題になるのであれば、それは部会を始める前に議論しておいていただかないと、私たちは本当に立場がない。自分たちは一体何のためにどういう方法を目指してやるのかということになる。

それはそれとして、これまでの部会の議論だが、先ほど事務局から説明があつたが、具体的な資料をこちらで持っていないので、これまで明確に決めたことについてだけ述べたいと思う。1つは御用米曲輪の平坦部については、基本的に戦国期の遺構を主とする整備を目指そうということ。その意味は、先ほどの小田原北条氏の位置付けや、お城の中心部で出た大名クラスの館の空間の意味が大きいことに加え、戦国から織豊期へという時代の変わり目の様相がよくわかるということである。単に北条氏の文化財だけではなく、これはもう列島規模で時代の様相が語れるすごい遺跡なのだということである。その小田原城における北条期の領主空間であるので、これを分かりやすく具体的に見せる。ここに1番大きな目的や価値がある。そうした価値を市民も求めており、研究者や広い意味での学会からもそれは求められている。それが御用米曲輪の遺跡の発掘であり、それを整理して見せることの意義だと思っている。そういったことを考えると、小田原城の中心の曲輪という近世遺構が少ない御用米曲輪の平坦部は、おそらくそれができる唯一の場所だろうと考えられる。だからこそ整備する意味も大きく、北条期に統一した形で分かりやすく見せようという、そういう方針を決めたということである。それからもう1つ、部会の中で明確に決めたもう1つのことは、今の発掘遺構、これまで広く発掘されてきた遺構だけでは、実はその発掘されている

遺構の性格、あるいはその意義がまだ不十分であるということである。発掘された遺構は、ご存じのように、会所と池庭あるいは台所、つまり館・大名空間で言えば奥空間に想定されることになる。本来、その奥の空間とともにセットになっている表の空間、主殿だとか広庭といった、そういった空間の部分がほとんど分かっていない。そうすると、これまですごいすごいと言われているのだが、発掘された遺構群の本当のすごさ、遺構群の機能を正確に理解して整備という形で市民に見せるためには、近世遺構を破壊することなく可能な範囲での発掘を実施して、すでに掘られている空間の意味あるいはその性格を明確にする必要がある。ここを明確にせず、これが戦国期の北条の屋敷の跡だと見せても、ある意味、価値が半分位になってしまうと私は考える。そういう意味での発掘はまだ必要だという議論してきた。これについては、オブザーバーで参加していた県の担当者からもその必要はあると支持されている。大きくこの2つが部会としてはっきり決めたことである。それからもう1つ。部会が発足する前にすでに発掘された遺構が大変条件がよく、見るからに素晴らしい、楽しい、そういう重要な遺構であった。本当ならば、私は、この実物の遺構を整理して見せたい。この意味はすごく大きいと思う。私は、一乗谷というところを一所懸命やっていたが、やはり本物に勝る力はないので、できるならば見せたい、本物を出したいと思った。ところが、この御用米曲輪の遺構については難点がある。中心の池庭を構成している切石に特に鎌倉石が使われているが、凝灰岩で非常に弱いため、実物を露出展示できない。鎌倉石を1年間現地で放置して試験したら、ほとんどバラバラな砂利みたいになってしまい保存が困難である。それゆえ、遺構については、基本的に埋め戻して遺構を保存する必要があるという風に考えられる。これは決して私が言っているのではなく、そのために部会では、保存科学、特に石や庭園の保存をトップクラスでリードしている文化財防災センターの高妻先生にも入ってもらい、意見をもらっているところである。そうすると、最初に委員会で検討したような形で、1段穴を掘り深いところに戦国期の本物の遺構が出ているという2重構造の整備の仕方は意味がなくなってしまう。どうせ埋め戻すわけなので、もっと現在の地表に近い高い位置のところを埋め戻せばよいのではないかと。そうすると、もう少し自由に戦国期などの復元が表示できるという議論の可能性がたくさん溢れている。したがって、ここから先は部会としてまだ決めたことではないが、今年度の論点というのは、先ほど言ったような可能な把握をもう少し進めることにより、残された空間の全体の理解を深めていきたいということになる。その結果を待ち、具体的に、ではどういう範囲まで具体的な整理をするのか、そして何を見せるか。それから、1番重要なのは、どのような形でどういう技術でそれを見せていくのかという議論がおそらく今年度の部会の重要な流れになると理解している。その先は、個人的な考えなので忘れてもらっても結構だが、結局そうすると、先ほど言ったように、本来の戦国期の遺構は保存のために埋め戻す。ギリギリ中に残っている近世の蔵跡も埋め戻してしまっていて、現地表に

近いレベルで北条期の遺構を復元整備するのが一番市民にとっても分かりやすいし、先ほどのような目的からも大変いい復元になるのではないかと私は思っている。予算と時間の問題があるが、庭園の切石等については、単につまらない整備をしても仕方ないので、なるべく本物を型取りするような形で正確な複製を作り景石とともに配置して、実際の庭園の雰囲気や景観を感覚的に体験できると分かりやすい。そして、本来の遺構を味わえる、そんな風な展示、露出展示をする。今の2点は私の個人的な考えだが、そうしたことを目指してこれから議論していきたい。したがって、突拍子もなく、例えば真ん中に残っている近世の蔵跡を飛ばしてしまっていて、それで戦国期だけに整備しろなどと提案しているわけではなく、保存のためにいっぱいあるものを埋め戻し、その上に、新たに戦国期の状況はこうであるという形で分かりやすく展示をする。そのために何が必要かということと今議論しているのだと、理解してもらえたらいいのではないかと。

事務局：感謝する。

副委員長：北側を発掘していることは知っているのだが、部会長が言われたような戦国大名居館や主殿の構造は分かったのか。私のイメージでは、近世の蔵跡の影響で蔵の間しか掘れないので、おそらくこうだろうという配置までは分かるものの主要な建物等は検出されているのか。

部会長：副委員長のご意見はある意味最もだからこそ、私たちは、今まで発見されている遺構だけでは性格も分からず色々な問題があるので、もう少し情報が欲しいと考え発掘を進めようと思っている。小田原の北条氏そのものが非常に癖が強い大名なので、庭園1つ見ても全国にあのような庭園はない。それゆえ、他の大名館がこうだったからここもそうに違いないという発想で考えることはせず、基本的にこの遺跡の中で分かった北条の館というのはどういうものなのかということと発掘データから考え、それをどう見せていくかという理解のために、最低もう少し周辺を発掘した上で今まで掘られている遺構の成果を考え、整理し、説明していることを考えている。

副委員長：この資料1に出てる発掘調査は、あと1年でそこまで分かるのか。

事務局：発掘調査については、令和5年度、令和6年度の予定だった。そこで、前回2月に部会を開いた中では、令和6年度以降も発掘調査をする必要があるのではないかと意見も出ているので、現在のスケジュール案として資料1に載せているが、あくまでも案である。

副委員長：私は部会長の説明を聞いて、委員と全然違い、戦国期の遺構に関する調査と整備方針は部会に委ねられているというのが部会長の理解であるならば、しっかり設置要綱を作り曖昧にせず、どれだけの権限が専門部会に付託され委員会とはどういう関係なのか、最終決定権や責任の所在を明記し整備原案を作っていく方がよいと思う。

事務局：次回の委員会で示したい。

副委員長：重ねて言うが、今の世代にきっちり説明することも大事だが、この史跡の整備を

私たちはこういう理念でやったとか、実はこんな研究をしたが分からなかった、たくさん迷って逡巡した、もしかしたら失敗したかもしれない。そこまでしっかりと認識して整理すべきだと思うし、それは報告書にも残すべきだと思う。私たちは精一杯やり全て最大限の成果を上げたというのは、多分、私は役者としては嘘をついたことになる。確かに最後の詰めの部分は、分からないことだらけだから、分からないのなら分からないなりに、こういう考え方で整備原案を作ったという覚悟を決めたものにしてほしい。私たちは、今の世代に責任を負わなければならないが、もしかしたら、小田原城のこの整備の構築が大転換になれば、いくなれば、これが裁判という判例になってくる。将来まで、全て責任を負わなければいけない、そういう覚悟を持って取り組んでいただきたい。我々はあと何年かで世を去るので、本当に大事なものは、次の世代がどうやってくれるかだと思う。私たちの時代、世代にエクスキューズするだけでなく、分からないことを次の世代に引き継いでいくべきだと思う。箱根駅伝のたすきをつなぐように、分からないことをつないでいく。最後は私の意見というか単なる懇願である。

事務局：最終的に整備をし、その後、報告書を作成することになると思う。その中で、何が分かって何が分からなかったのか、何をどう推定し復元したのかというのは、はっきり書いて後世に残していきたいと考えている。

委員：部会長の説明で、戦国期の遺構が重要であり、整備したいというのは分かった。これを今後考えていく筋道として、部会が整備計画まで責任を持ってやるということで進めるのか、次の進め方をどうするかということだと思うのだが、それについてはどう考えているのか。

事務局：責任は、当然市が負うことになると思う。ただ、その過程の中で、本委員会の意見、また部会の意見でしっかり整理していく。それが市の役割であり、県や文化庁とも相談しながら決めていくということになると思う。それが筋道だと思っている。いずれにしても、我々は今もこういうたくさんの意見をもらっているが、後世に残るしっかりしたものを整備していかなければならない。そのために必要な手続きを取っていくということだと思うので、先ほど部会の位置付けの話や資料のメリット、デメリットの記載の話は次回に向けて整理させていただく。ただ、整備方針については、発掘調査を終えた後に基本設計、実施設計という段階取りの中で動くことも当然あり得るが、そうした中で、よりよい方向を目指していくということになると思う。事業主体は当然市である。

委員：今非常に充実した説明を口頭でもらったが、方針転換をもしするのであれば、その転換するところでの書面をやはり残しておくべきだ。しかし、今日の資料1だけだとそれがわからない。次には、それがわかるような資料をもとに本委員会で話し合うことが必要だと思う。

事務局：以前決定した内容や、部会の議論を踏まえてという資料は用意する。

委員：それで、次回にどこまで来ているのかということも示していただき、もちろん発掘は反対する人はいないと思うが、発掘から整備工事のことまでを今後部会がプラ

ンニングしていくのかどうかというところまで方針を示していただき、話を進める必要があると思っている。

事務局：もちろん、戦国期の整備を当然やるという前提で、整備が終わるまでは部会を引き続き開催することになると我々は認識している。

委員：私、委員個人としては、戦国期の様子が非常によく分かりそれを生かしていきたいと思うが、近世はどうなっているかという、やはり近世の御用米曲輪は、幕藩体制の非常に重要な遺跡なので、そこもきちんと反映できるような形で最終的に決着してほしいと思っている。

事務局：その手法は検討させていただきたい。

委員：戦国期の空間構成が明らかになり、例えば表の空間を表示したいということであれば、それこそ今までの方針を変えることもあり得ると思うが、とても今の段階でそういうことを議論する段階にないと思う。今年度の調査が重要なのか、あるいは補足調査が必要なのか、そういうことがあって初めてどうするのかという議論がなされるべきだと思う。というのは、私は、蔵跡があるこの曲輪は遺構は少ないが、蔵と蔵の間が広くあること自身が重要なのであり、それを示しつつ、同時に池跡や建物跡などの戦国期の遺構が広がっていることを示したいがために、遺構が混在しないように場所を違えて、しかも深さを違えて表示しようという、新しい試みを本委員会ですした。それを、全部埋めて戦国期で整備するというのは相当大きな変化なので、それを議論する戦国期の遺構の、これは表の空間であるというようなことがあって、初めて議論されることであり、今の部会長の話を聞いていると、まだその調査の過程にあるので、とてもそれを今日あるいは次回、結論づけるというような段階にそもそもないと思う。

事務局：そこは、今年度の発掘調査のこともあり、今年度出なければというところがあるかと思うので、どこで結論づけるかというのはタイミングを見計らわせてもらいたいと思うが、こちらは戦国期、こちらは近世と今の段階で決めてしまうと調査自体も進められなくなってしまう。

委員：そうではないと思う。発掘調査と整備の話は別である。平場に時代の違う遺構が混在すると分からなくなるので、1つの時代にするというような文章だが、混在するのが分かりづらいから、分けをして、深さを変えるということで、方針が立てられた。御用米曲輪に立った時に、まずこれは江戸時代の城跡であるという風に理解してもらおう。その何m下に発掘調査をして戦国期の遺構が広がっていることはわかっているが、それを埋めて表示は近世にする。発掘で分かった遺構の広がりや解説することは、重層的な遺跡のあり方のなかでは当然である。それを、初めからVRに委ね、全部戦国期の地面であるというようなことをやろうとしている。そうではなくて、ここは江戸時代である。この土塁も江戸時代である。土塁の上にも蔵があるというようなところから始まって、もう少し下に戦国期もあるというところに、興味を引き出すというのが、この遺跡の整備なのではないかと思う。その原則に立って決めた方針である。それを覆すだけのデータは

ないのではないかと。委員が危惧してるのは、これで作業がどんどん進んでいくのかということにあるのではないかと。私も、戦国期で全部やるというが、うまくいかないのではないかとという心配がある。なぜなら蔵跡があり、その跡は発掘できないから。それを示すために高さを変えるなどを考えたのである。

委員：資料1は色々な要素が全部入っていて、今後話していく中では、現在どこまで分かっているのかということと、それとは切り離して、整備の方針とスケジュールが出されるべきだと思う。それが全部A4の1枚だけに入っているのだから、これを認めるということは、それらも全て認めるというわけではないが、やはり少し立ち止まらざるを得ないということではないだろうか。書類も分けて提案として分けるべきなのではないか。

事務局：ご意見感謝申し上げます。

委員長：委員長としてあまりにこれで時間を取りすぎてしまった。まだ今日議題がたくさんあるので、この件は一度閉めたいと思う。私の考えは、基本的には、やはり戦国期整備検討部会は、本委員会の下部組織というか諮問機関なので、そこから出されてきた意見をこの場で色々と揉んで方針を決めていくというのが本委員会の役割だと思っている。その辺は、今日いろんな意見が出たので、今日のところは、これ以上議論しても生産性があまりないので、もう1度、部会の方でまとめてもらいたい。私の正直な感想を言わせてもらおうと、これだけ重要な問題が1枚だけの資料の報告であると、今日のような議論になってしまうということだ。もう少し細かい色々な問題点も加えてもらいながら、このような方針でどうだろうかという形で、次回に本委員会に意見をあげていただき、議論していきたいと思う。そのためには、部会長からの話にもあったように、やはり今の状況というか置かれてる状況だけでは少し不安なので、もう少し発掘調査を進めてもらうということを今日この場で委員の皆さんの承認を得れば、そういった方向性で進めてもらうということにしたいと思うが、いかがか。

異議なしとの発言あり。

委員長：それでは、今日これだけで時間を取るわけにもいかないのだから、この議題の御用米曲輪の平場整備の方針案については、ペンディングになるが、終わりたいと思う。部会長には感謝申し上げます。退席をお願いします。

イ 小田原城址公園内の常盤木坂下について（資料2）

事務局：資料の表に位置図があるが、本丸広場から常盤木坂を下り常盤木橋を渡ってから、弓道場の方へ向かう道がある。その途中である。裏に写真があるが、この階段の部分の法面の部分、写真ですぐわかると思うが、少し崩れてきている。高さは1mか1m50cm、幅5mぐらいなのでそれほど大げさなものではないが、通路

の下なので少し危険な状態になっている。今年度、予算を確保したので補修したいと考えている。その方法は、しっかりとしたものを作るべきだと考えており、下の写真の真ん中辺りになるが、この玉石積みのイメージと書いてあるような、似たような石を積み、補修したいと考えている。この方法についてご審議いただきたい。

質疑

副委員長：ここが水みちか。階段から流れてきてここに雨水が集中してしまうのか。

事務局：そのとおり。階段からかなりの量が来てしまうみたいだ。

副委員長：それで勢いがついて、ここに集中してしまうのか。石を積み直すだけではなく、どこか上の方で排水をやらないといけないのではないか。

事務局：上の方は舗装があり歩道なので、舗装を工夫し、水みちを作るような形で何とかできるかと考えている。

委員：この堀法面の崩壊箇所を早めに手当することは、ぜひやってもらいたい。また小田原城址公園内の「常盤木坂下」という遺構位置の名称についてだが、実際どの位置を指すのかよく分からない。常盤木坂は図面に指示のあるこの場所ではなくもう少し右手下の緩傾斜階段部分のことであり、階段の最上部はやや広い平場になっている。本丸常盤木門から石段を降りてきて常盤木橋を渡ればこの平場に至る。ここには、地形の特性に応じた名称をつけてある。2021年に策定した『史跡小田原城跡保存活用計画』に小田原城の各遺構の比較的細部に及ぶ名称・仮称を示し一覧表を載せた。それにはこの場所は「常盤木坂上段平場」としてある。この補修箇所は、上段平場から北側の階段を降りた場所に当たる。この北側の階段は遺構とは関係ない公園階段なので、「常盤木坂上段平場北側公園階段下」の補修についてというような名称で説明をしていただきたい。何ページの一覧表にあるかメモしてあるので、後でお知らせする。

事務局：感謝申し上げます。

委員：教えてほしいことがある。この場所の江戸時代の遺構はどうだったのか。もともと石垣だったのか法面なのか。今見えてるのは、近代になってからの痕跡なのかというのを確認をしたい。また、資料裏面のこの玉石積みのイメージで新設と書いてある玉石というのが、空積みであるか。

事務局：ここの状態は空積みである。裏込めからやった方がいいと思っている。

委員：それもそうだが、もしここが近世の遺構として本来石垣であるならば、裏ぐりを入れようか入れまいが玉石積みというのは、多分近代的な石垣のイメージがあるものなので、本来ここに復元するとかしないとかという意味で、江戸時代はこの場所はどうだったのかを確認しておきたい。もし、当該箇所が石垣であれば、それを復元するというのが一般的には考えられることなので、旧状どうだったのか気になった所である。

事務局：平成9年、10年頃に、二の丸のこの館周辺にトレンチを入れたことがあり、そ

の時ちょうどこの場所にもトレンチを入れている。脇にある菖蒲園の下にある本丸の東堀の肩が上がってきているのと、この常盤木坂の上段平場北側の段差のところは、近代に玉石積みがされているが、近世の時どうだったかまでは詳細を掴めていない。ただし、今直そうとしているところに続く平場は、近世の遺構が平面的に広がっているので、本来そこから常盤木坂の上段平場に向かい法面が存在していたのだと思う。その法面よりもさらに外側に少し盛られた、公園の園路が作られている部分なので、近世の形状が反映されている部分ではないと考えられるので、そうしたことを考えた直し方でよいのではないかと思う。

委員：つまり、江戸時代の遺構の姿、形ではないので、この玉石積みを延長させて積んでいくという考え方で説明上は先々の問題はないということか。了解した。

委員長：ほかはいかがか。よろしければ、この件に関してはおおむね承認いただいたということで進めていきたいと思う。

他に質疑なし。承認

(2) 報告事項 ア 御用米曲輪平場の発掘調査等について(資料3)

事務局：御用米曲輪における令和6年度事業の概要を説明する。まず、(1)として、戦国期検討部会については、令和6年度中3回程度の開催を予定している。第1回を8月26日に開催する予定にしている。次に、(2)発掘調査だが、令和5年度に引き続き、戦国期の空間構成を確認するための発掘調査を行う。A3片袖折の2枚目を御覧いただきたい。御用米曲輪の平場の北側の点線で囲んでいる範囲のうち、石組水路など戦国期の遺構が確認できる範囲の発掘調査を行う。令和6年度の発掘調査の予定箇所だが、点線で囲まれた全てを調査するのではなく、そのうちの一部となる予定である。資料の表現が発掘する予定箇所となっているが、正しくは、対象箇所の中の一部を発掘調査するということである。資料の表現が適切でなく申し訳ない。1枚目に戻り、(3)環境調査、景石保存処理試験であるが、御用米曲輪内の基礎環境を測定し、必要な基礎データを収集する目的で、令和4年11月から2年間の観測を継続している。令和6年10月まで観測予定となっている。また、遺構を構成する石と同等のサンプルを用いた保存処理を想定した樹脂耐候試験も実施しており、こちらも令和6年10月までの期間である。これらの結果を整備に生かしていきたいと考えている。次に、(4)基礎調査であるが、こちらは整備のための基本設計、実施設計を令和7年度から予定しているが、その前に必要な基礎資料を整えるための調査になる。令和4年度から実施しており、令和6年度までの3年間を今年度にまとめ、今後の基本設計、実施設計に活かしていきたいと考えている。次に、今後のスケジュール案であるが、令和7年度以降に基本設計、実施設計を行い、令和9年度から整備工事を実施し、令和12年度末に一般開放したいと考えている。

質疑
なし

イ 小峯曲輪北堀復旧工事について（資料４）

事務局：令和５年度の調査整備委員会で審議していただいた小峯曲輪北堀の復旧工事について、令和４年の台風と大雨で崩れた法面の復旧工事の設計図面ができてきたので、報告としてあげさせていただいた。Ａ４の１枚目は位置図、次のＡ３、３枚が折り込んであるが、１枚目が平面図で次が横断図、その次が植栽シートの詳細図で３枚である。内容は、審議の際に案の一部として示したが、法面の下部に構造物を設置するという形で挙げさせていただいたが、その方法での対応はせず、全体的に、法面の崩落部分に保護盛土を施し、法面全体に植生シートを貼り付け、それで終了という形の工事方法を選択した。現在は、工事執行に向けて取り組んでいるところである。８月ぐらいの契約を目指している。

質疑
なし

ウ 住吉堀発掘調査報告書について（資料５）

事務局：住吉堀の発掘調査は、昭和５８年から平成４年まで、第１２次まで行われたものである。調査面積は約７７００㎡。調査成果は、江戸期の堀や石垣、銅門櫓形遺構等、それから戦国時代の障子堀、石組水路、井戸、土坑等。原始、古代では縄文時代の包含層、平安時代の住居跡などが見つかっている。住吉堀の位置と当時の状況であるが、小田原城跡のうち、近世城郭としての遺構が残る小田原城址公園内の二の丸と馬屋曲輪、御茶壺曲輪を隔てる水堀であったが、関東大震災後に埋め立てられ学校敷地として利用されていた。整備事業の年次と面積であるが、昭和５７年の試掘調査の後に、昭和５８年から平成４年まで発掘調査を実施した。その途中、昭和６２年からは石垣復元工事も並行して行われた。平成４年度には堀と石垣の復元工事を終了している。発掘調査の成果のうち、遺構については先ほどお伝えした通りである。これらについては、発掘調査概報が３冊刊行されたほか、現地見学会や講演会などで周知が図られている。住吉堀の本報告書の刊行に至らなかった経緯であるが、発掘調査概報３冊を刊行したのち、本報告書刊行に向け作業を進めていたが、平成６年に発生した復元中の銅門石垣の崩落事故に対する復旧工事をはじめとする様々な対応により、刊行に向けた作業を継続できなかったためである。次に、令和６年度に刊行しようとする理由だが、今後、御用米曲輪の整備や、史跡小田原城跡の石垣カルテの作成などを実施するために、住吉堀を復元するために行った石垣復元の知見などが必要になるため、住吉堀の本報告書を発行する必要があると考え実施しようとするものである。

質疑

副委員長：図面の整理も遺物の整理も終わっているのか。

事務局：今現在、整理をしつつ、報告書にするための作業を進めている。

副委員長：その整理の作業と、印刷製本費は市の単費なのか。

事務局：文化庁と協議し、国庫補助をあてられることになった。

副委員長：鮮明に覚えている。平成6年11月、12月ぐらいに崩落し大騒ぎになった。

他に意見なし。

エ 天守北側空堀法面復旧工事実施設計について（資料6）

事務局：天守北側空堀法面の部分になるが、上部は、現在園路としてアスファルトと側溝や手すりが設置される。資料を御覧いただくと写真があるのでわかると思う。このアスファルトの部分が割れてきている。側溝もずれ側溝の意味をなして無いような状態になっている。手すりも沈下しており、アスファルトや側溝の補修も数年前に行ってるにも関わらず、このような状態なので、何が原因かと考えると、やはり同じように土砂の流出で、この法面部分の土砂がかなり流れていると考えられる。この何年かで大分進んでいるような形で、上部に亀裂が現れているので、ここも対処をしないと崩れてしまう箇所である。崩れると歩行者も車も通行ができなくなり危険なので、法面復旧の実実施設計を考えたところである。真ん中の説明は省かせていただくが、この部分の土砂流出が進むと、遺構の保護や来場者の安全に支障が出てくるので、地盤改良と言ってもやはり法面を保護するような工事になると思うが、それについての実施設計を今年度の第2四半期の執行に向け取り組んでいきたいと考えている。なお、令和4年度にこの箇所の試掘を一部行っている。また、地盤の情報が不足する部分があるので、今年度に再度試掘も行う予定でいる。

質疑

なし。

オ 香林寺山西擁壁保全対策工事実施設計について（資料7）

事務局：まず初めに、資料A3の位置図をご覧いただきたい。小田原城の西側に切れているように見える小峯御鐘ノ台の一部、資料7香林寺山西擁壁保全対策工事実施設計についてと書いてある箇所がこの場所になる。それでは、資料7を見ていただきたい。当該地の概要であるが、地番は板橋字香林寺山881の1ほかである。面積が2,109.9㎡。既存構造物として、鉄骨陸屋根平屋建て車庫及びコンクリート階段がある。この鉄骨造の車庫が若干傾いているので、これを撤去し、コンクリート擁壁を補強する必要があることから、その実施設計を行うものである。この土地の概要は、平成21年3月に宅地開発の相談があり、試掘調査を実施し、

総構の堀、堀障子、かき揚げを確認したため、平成 22 年 2 月に史跡の追加指定後、公有地化した土地である。次に、この問題を把握した経緯であるが、令和 3 年 7 月に熱海市で土石流災害が発生したが、原因となった違法盛土を施工した業者が今回の場所の造成工事を行っていたことが分かった。裏面の写真を見ていただきたい。現地確認をしたところ、この場所の擁壁自体には問題がなかったものの、鉄骨造の車庫が若干傾いており危険であるとの指摘があった。また、これに接している隣地の民家の住民からも撤去してほしいとの依頼があった。資料の表に戻り、予定している工事計画の概要は、まず①として、この鉄骨造の車庫の解体、それから②として、コンクリート階段の撤去及び擁壁の補強の 2 点の工事をするための実施設計を今年度行うものである。今後のスケジュールは、今年度実施設計を行い、来年度に撤去等対策工事を行う予定である。

質疑

委員：この香林寺山の名称についてもこのままでは問題を残すので、あとで変更していただきたい。この場所の名称変更についても『史跡小田原城跡保存活用計画』のページ 147 から 148、表の 5 から 8、下から 3 番目の項目に示してある。そこは「小峯御鐘ノ台南西」と、遺構位置を明確にした表現に改めた。旧小字名「香林寺山」のままでは、現場立ち合いで確認されていない人には位置認識困難なので、「小峯御鐘ノ台」という遺構の一角を占めていることを明確にするためにこの名称を改めた。それゆえ、これまでの発掘調査での表記例との整合を期す必要から「香林寺山西」という名称は、改定名称の後にかっこ内で表記するようにしてもらいたい。

他に意見なし。

カ 史跡小田原城跡三の丸外郭新堀土塁の樹木伐採等について（資料 8）

事務局：次第の次の A 3 の地図をご覧ください。こちらの中央より左下の黄色い線の楕円で囲っている新堀のところで樹木伐採を実施する予定である。資料 8 に戻っていただきたい。この地図を実際に拡大したものになる。市が土地を所有しており、現在公開しているところになる。この場所で落枝等が発生している木を中心に伐採し、来場者や周辺住民の安全を確保するものである。伐採なので、史跡の遺構には影響はない。

質疑

なし

キ 史跡石垣山井戸曲輪石垣保全対策工事について（資料 9）

事務局：毎年行っている石垣山井戸曲輪石垣保全対策工事についてである。平成 26 年度より実施しているが、今年度で最後の場所になる。資料 9 の下の写真をご覧ください

だきたい。この南東隅の石垣は、下半分は昨年度土のう積みで対処済みである。この上段部分をネット工法にて、落石が危険視されている石を止める工事を実施する。裏面の写真2、3も同じ位置の写真である。

質疑

委員：井戸曲輪が重要な遺構だということは、広く知られているところである。平成26年度から今年度まで、継続的にやられてきたことはすごい素晴らしいことと思う。報告書はどうなるのかというのが、1つ伺いたいと思う。先般の能登半島の地震で、金沢城は見た目が危ないところはやはり崩れていた。そういう意味で、石垣山の事前対策はよくできており素晴らしい取組だと思うので、報告書の刊行予定を聞いておきたいと思う。それから、事務局の方で、その後の動態観測の計画があるのか伺いたい。もう1点、平成26年からの話を含めてそうなのだが、どういう現象があったから、どういう直し方をしたのかという報告がまだされていないのであれば、それをされると、各調書についてもずいぶんよくなると思っている。

事務局：まず、報告書については文化庁から指摘されている。この井戸曲輪で工事が終わったら1度報告書を出すようにということであったが、昨年度、同じ石垣山の南曲輪で石が落石し、そこを緊急的に今年度実施設計、あとでご説明するが、実施設計、来年度工事を行った後に、今まで行ってきた石垣保全対策工事のすべてをまとめて報告書を刊行するよという指示を受けている。ただし、事務局としては、その前に石垣カルテに取り組みたいと考えているので、来年度、これを予定した後、報告書の作成に取り組みたい。2点目のご質問は3点目とも絡むが、動態観測について、年度が出てこなくて恐縮だが、石垣山の北側にターンパイクという民間の高速道路があり、そちらに石垣山の石が落ちたことがあったため、危険度判定を委託で行った。資料9の上側の図にある緑、黄色、赤の部分は、その際に危険度の色分けをしたものである。左上の凡例をご覧いただきたい。不安定、優先的に対策の必要ありが赤、その次に緊急性が抜け、優先的がなくなり、やや不安定で対策の必要ありが黄色。それ以外についてはある程度安定性が担保されているだろうというようなところである。これを基に危険箇所から優先的に対策を実施してきている。先ほどご説明したが、落石があったターンパイク側、馬屋曲輪の南側、そして3か所目がここ、井戸曲輪である。次に、動態調査、観測についてだが、以前の写真等を保存していることもあり、昨年度、一昨年から職員でできる範囲で全体写真定点観測を始めている。その中にすでに対策しているネット掛けをしている井戸曲輪等も含めているので、写真で比較はできるようにしている。極端にずれてる箇所がないとさすがに分からないところであるが、観測の実施はすでに始めている。また、先ほどご説明した石垣カルテの作成に来年度取り組む際、危険度判定と現状調査も行い、状況がさらに不安定になっている箇所を確認し、その後も写真で職員が動態調査をしていこうと考えているとこ

ろである。3点目は、先ほど少しお話しましたが、報告書の中にも、それも最初に何があったかというところを盛り込んでいきたいと考えている。

他に意見なし。

ク 石垣山南曲輪石垣保全対策工事実施設計について（資料10）

事務局：先ほどの井戸曲輪の説明の中でもお話したが、井戸曲輪で石垣保全対策工事を終わりにし石垣カルテ作成に移ろうかと思っていたが、令和5年度に南曲輪と西曲輪の間で落石があり、南曲輪横の農道への影響や見学者への危険性を考え急遽対策を実施しようと考え、今年度実施設計を行うものである。資料10の上部をご覧いただくと、先ほどご説明した色による危険度の判定をしてあるが、これは、昨年度石が落ちた際に急ぎ変状調査を行い、この真ん中、黒い楕円形で囲っている箇所、黄色になっているところが多かったが、昨年度、この辺りは、ほぼ真っ赤になるというような状況になっていた。写真1、少し引込んだところはすでに崩れているのでそこまで問題ないかと思うが、資料裏面の写真2は、左側の石が既に崩落し崩れかかっているところである。ここで落石があった。まだ石垣の形態は若干保ちつつ、ずれていっているような状況である。横に農道が隣接している場所である。ここを、今の考えではネット工法で全体を覆う形で保全対策を実施したいと思うが、今年度は、実施設計で実際の方法等を検討し来年度に工事を考えている。

質疑

委員長：この落石は、地震か何かで落石したのか。それとも自然に落石したのか。

事務局：自然の落石である。

委員長：樹木や何かが生えてきたとかか。

事務局：樹木を伐採して根元は残っていたが、それがグズグズになって石が1個落ちてしまったところだと推測する。5月に落石したので、雨の影響も疑うところではあるが、明確にこれといった理由が思い浮かばない。全体的にもう不安定になってることは間違いないかと思う。

委員長：ネットで止まりそうなのか。

事務局：今業者と相談している中だと、ネット工法は2種類あり、落ちる石を受け止める方法と、もう落ちないようにがっちり固めるというか押さえつける方法があるということでこの場所については、落ちないように押さえつける方法でなんとかなるのではないかということで、今年度、実施設計を進めたいと考えている。

委員長：了解した。

副委員長：この噛んでいる木は伐採するのか。特に風が吹くと、根が揺れて落ちる可能性がある。

事務局：伐採するかどうかについてはまだ一切検討していない。業者とも相談しつつ、切

る必要があれば切る。逆に切ってしまう、より不安定になってしまうということであれば、残すことも検討しなければいけないと思う。

副委員長：この木はモミジか。

事務局：わからない。モミジは多い所ではある。

副委員長：株のすぐ上で切るのではなく、1 m50cm ぐらい、私たちの胸のところと、ひこばえが出てきて木は生き残る。ただし、1 m50cm だと台風の影響は全然受けないので、抱えてる石を持ち上げることもない。石が落ちないようにしてやればいい。もし、モミジであればもったいない。ひこばえを生やし、あまり大きくならないように管理すれば、いい紅葉になり、秋を楽しめると思う。

事務局：検討したい。

他に意見なし。

ケ 史跡の公有地化について（資料 11）

事務局：A3 の位置図をご覧いただきたい。今年度、公有地化を予定している箇所は 2 か所である。資料 11 と書いてある中央に位置する城址公園の北東隅である。ここが城内の公有地化予定地である。詳しくは後ほど説明する。もう 1 か所が地図の中央上部、谷津字城下張出になる。資料 11 にもどっていただきたい。まずは、城内の公有地化予定地についてだが、お堀端通りと弁財天曲輪の前の通りが交差する交差点の角地になる。資料裏面に写真がある。元々、中華料理屋があった場所だが、ここの建物がなくなることで、この交差点から天守閣を望むことができるようになる。もう 1 箇所が谷津字城下で、昭和 13 年の国指定時に指定されている場所である。すでに公有地化して公開している城下張出と繋がってはいないが非常に近い場所であり、小田原駅から市役所に向かう県道を行った左手、県道には接していないが住宅地の中にある。資料裏面に写真がある。周辺の公有地になっているところとは、隣接していないので、ぽつんと 1 箇所だけ公有地になるが、後々は、この道沿いを公有地化することにより、城下張出までの回遊性が向上すると考えている。この 2 か所が今年度の買い上げ予定地である。

質疑

委員：この件についても、遺構位置名の表示について注意していただきたい。資料 11 に城内とある。文化財課でこの区域に「城内」という用語だけで表現し続けるのは、再検討していただきたい。一般市民の認識で言うと旧「城内小学校」「城内高校」があったとおり城址公園全体が城内ということになる。この報告で使われている城内は、二の丸の東北部に位置する部分である。弁財天曲輪の東側一帯に公有地化が進んでいる史跡指定地があり、地番名称では「城内」ということになっている。これまでそれに基づいて文化財課で城内と呼称しているが、それは城

址公園全体の地番標記にもなっていて遺構の位置認識にはなっていない。以前にも遺構位置表記で対応した方が良いと進言してきた。そのため『史跡小田原城跡保存活用計画』の一覧表においては、遺構と対照できる名称に改めてある。それはp135から6、表の5の2、下から2番目である。名称は「弁財天曲輪東二の丸北堀」としてある。なお、従来の通称をあえて入れるならかつこして、(通称蓮池)という表示をしても良いかと思う。次の2枚目の公有地化部分については

「谷津^{しろした}字城下」とある。字名に由来した地番名称なのでその通りであるが、一般的に字城下といっても遺構としての位置認識が難しい。ここの総構の一面に当るので、そういう表記をしてあげた方が良いということで「総構北西面谷津城下張出」とする名称を、『史跡小田原城跡保存活用計画』のP143から144の一覧表に記載してある。今後ともこれに準じて表記していただくと遺構の位置認識がより明瞭になる。

事務局：土地の買い上げ業務であるため、地番上の名称を記入してある。

委員：それは、文化財課の土地収用手続き上の表記として当然である。しかし、一般的な理解としては、「城内」というのは城址公園全体である。したがってこのような会議の場や一般公開文書においては、地番名称「城内」だけではなく遺構位置名称をベースとするか、併記する形にしていけないと全体としてのスムーズな理解につながりにくい。文化財課としては、できるだけ遺構位置名称を尊重した形で記載していただきたい。

事務局：こちらは、二の丸堀だった城内のところになるので、今後、併記などしていくなどを考える。

委員：『史跡小田原城跡保存活用計画』の一覧表と比較して、確認してほしい。

事務局：了解した。

他に意見なし。

コ 清閑亭の利活用の経緯について（資料12）

事務局：まず、3月下旬の頃からインターネット上で清閑亭問題というホームページやyoutubeやエックスなどが作られ、また新聞報道でも清閑亭利活用についてのことが報道されることがあった。委員の皆様には、ご心配をおかけしたと思っている。令和4年度に清閑亭の利活用のための現状変更にかかる審議をしていただいたことから、この度の件についてご説明する。資料12をご覧いただきたい。清閑亭の利活用の前提として、本市の板橋南町地区に残る歴史的建造物の利活用を図るべく、平成30年度に歴史的建造物利活用エリアコーディネートプランが策定された。清閑亭は、このプランに基づいて公民連携で利活用を図る方針が出された。民間提案により、食を通じて小田原ならではの文化を発信するとともに、観光の回遊拠点の1つとして地域連携を図り、持続可能な形で建物を維持保

全していくことを目的とした「小田原別邸料理 清閑亭」とする提案が採択された。令和6年3月25日に利活用を開始した。民間提案制度は、事務の効率化や効果的なサービスの提供を目的に、民間企業が持つ技術やノウハウを公共サービスに活用する手法として国や地方公共団体で導入されている。本市では、令和2年度から導入している。次に、清閑亭にかかる詳細協議での募集要件だが、民間提案制度による募集を令和3年3月18日に開始した。厨房増築の相談が、令和3年9月頃からあり、令和4年4月から文化庁との協議を開始し、令和5年3月6日付で現状変更申請を行い、4月21日付で文化庁から現状変更の許可がおりた。この一連の中で、清閑亭土塁及び清閑亭の保存活用計画を作成し、史跡小田原城跡調査・整備委員会の承認を得て、現状変更申請の資料としたわけである。次に、定期建物等賃貸借契約締結までの経緯であるが、令和3年12月24日に清閑亭の利活用に向けた詳細協議に関する協定書を締結した。次に、現状変更許可がおりたのち、令和5年5月26日に、市及び事業者が必要な増改築工事に着手することを認める覚書を締結した。市及び事業者の工事が終了し、開業に向けた準備期間を設けた上で、定期建物等賃貸借契約を締結した。次に、小田原保健福祉事務所からの注意について説明する。清閑亭が開業する1ヶ月ほど前の2月27日から、関係者を招いて事業者がお披露目会を開催した。これは、営業ではなく、動線確認や建物の不具合を確認するためのものであるという認識のもと行っていたが、小田原保健福祉事務所から3月4日に営業許可がおりたが、それ以前のお披露目会については、営業行為であると判断され、3月18日に事業者に対し厳重注意が行われた。この報告を事業者から受け、市として3月22日に事業者に対し、今後の適切な管理運営について申し入れを行った。今後とも、清閑亭の利活用が適切に行われるよう、また史跡である清閑亭土塁の本質的価値が高められるよう、事業者と協力しながら行っていきたいと考えている。

質疑

事務局：事務局から説明させてもらったが、分かりづらかったかと思う。なぜ、これを報告したかと言うと、実態としては、史跡のことで言うと、景観、要は新しく増築された部分が史跡の景観に著しく影響があるのではないかという意見が市民から出された。それ以外にも、色々な意見があるが、限定すると史跡の景観に大きな影響があるのではないかという意見だった。それについては、我々としては、清閑亭の南側のところが、史跡として生き残っているところ、清閑亭の建物のところは、大きく切り崩されているところという理解なので、史跡に対する影響はないというのが結論で、文化庁にもそのように副申を提出し、許可を得ている。それらも含めて市民から意見があったことから、当然、史跡の現状変更のことについては、本委員会で令和4年度にミニ保存活用計画を審議していただいているので本日報告をしている。特に何事もなければ、この話をしなくてもよかったのだが、そうした市民の意見があるため報告している。

委員：この件は、微妙な問題が多すぎると思う。当該地は史跡および文化財として確保したところである。これは、一般市民がかなり自由に見られないと、本来の目的を達成したことにはならない。これまではそういう運営になっていたが、今度は、その料理屋に貸すことで、庭園は入るためには料理屋に了解を得て入るということになった。個人的には大変面白くないシステムだと思う。本来なら建物の中でも価値があるので、興味のある人にとっては、大変参考になる建造物なのだが、そこは自由に入れない。入るとすれば、料理を予約しなければならない。あるいは調査行為ならば入れるかも知れないけども、市民的な見学としてはかなり厳しい制約になる。これを今後どうしていくか。少し大きな宿題だと思うが、もうすでに契約をして清閑亭を貸してしまっている。直ちに撤回しろというわけにもいかないだろうから、今後の課題として、これをどうしていくか、市民からクレームが来た時にどう対処していくか、大事な問題だと思う。このことは今後の課題としておくほかはないのかなと、私は思う。

事務局：委員からご指摘が、いくつかあった。まず、庭園について、自由に入れるという表示をするべきという指摘があった。これについては、当初表示はなかったが、市民からの意見等もあり、現在は従業員に声をかけた上だが庭園に入れるというような案内表示をして誤解のないように運用の改善をしているところである。また、建物中については、店舗を利用されない方も、2階については無料で見学ができるという運用をしている。誰でも自由に入れるというのは課題の1つとして認識し、今後の課題として受け止めさせていただく。

委員：色々な新聞報道を見たが、その中で1つ疑問だった点がここには書かれていないので、ぜひ質問したい。令和4年に、ここでミニ保存活用計画を検討した時には増築の案が最初に出てきて、その時には増築ありきで話されていたと思う。新聞報道等を見たが、最初の民間活用提案の時には、増築なしという条件がついた上で民間活用提案の募集をされた。したがって、その時は増築がついていなかったのに、増築する案を本委員会にかけたというのは、それは最初の条件にないのにそういう説明がなかった。それは詐欺ではないかと思うのだが、その点についてはどうか。

事務局：委員のご指摘の通り、公募段階では増築について制限を付して募集した。

委員：制限というのはどの程度なのか。要するに、増築は不可なのか、それとも増築を控えるという程度なのか。基本的には史跡の上なので、本来であれば増築、新築はしない方がいいと思うが。

事務局：公募の内容としては、史跡保存に影響のあるような増築は行えないというような記載で募集をしていた。

委員：史跡に影響がある、という文言がついていたということか。

事務局：その通りである。そうした条件で全て増築を伴わない提案で審査をした。その後、採用された提案をした事業者と協議をしていく中で、主屋の火災のリスクから守るために増築をした上で、そこで火気の使用を一元化することで火災のリス

クを低減したいという提案があり、本市としてもその提案を妥当と受け止め、文化庁と協議を始めたという経緯である。

委員：最終的にはトイレも含め増築される形になった。応募した方々は、増築は基本的にダメだと思ってやっているわけであり、それが最終的にできた時には増築がOKという、少しすっきりしないと思う。今後、色々な建物で民間活用提案をされていく計画があると伺っているので、最初に出された条件と、原則的に違う形で最終案とするという形にはならない方が私はいいと思う。

事務局：私は、昨年度から着任したので、色々書類を見た上での感想になってしまうが、確かに、当初募集要項の特記事項の中には、史跡に重大な影響、今手元になく正確ではないが、史跡に影響を及ぼすような現状変更はできません、例えば増築など、という書き方をしていたようだ。これは令和2年度のことで、民間提案制度をスタートする最初の案件が清閑亭であった。全国的にも歴史的建造物を次世代に継承していく中での保存活用経費も含めて色々な問題がある中で、民間の様々なノウハウや手法を利用しながら公民連携でやっていこうという新しい試みであったということに加え、初めてのことで、制度も少し脆弱性と未熟さがあったかもしれない。実際に、提案の中では、飲食店は今回の業者以外にも、いくつか他にも火気を使うような提案があったが、実際、審査項目において、火気使用についてという評価は評価項目に入っていなかったもので、審査の時には入っていなかったということと、プレゼンの時の審査で少し甘い点はあったと思っている。こうした部分については、すでにもういくつか改善されて運用されている部分もあり、また、今後の課題の中でオーソライズしていく問題だと思っている。ただ、最終的な判断としては、主屋の中で火気を使うことの文化財に対する危険性と、増築をされた場所がすでに過去25cm掘削されていること、貴重な飛び石の保護をするといったようなことを全て踏まえて、また、史跡に対する影響がないということで判断をしたとの経緯だという風には承知している。いずれにしても、また、市民の皆様にも少し情報が行き渡っていないところもあるので、きちんと整理をした上で検証していきたいと思う。

委員：聞いたこととは違うことを答えてると思った。だから、最初の条件と違う形で最終案になるのはやめた方がいいということ、少なくとも、本委員会にミニ保存活用計画をかける段階で、増築の制限がついていたもので、さらについていくという前提と食い違っている。その前提条件が、本委員会では、説明が全くされていなかったというのは、やはり心外だなという風に思った。

他に意見なし。

3 その他

(1) 小田原城址公園の植栽について

事務局：資料の表1をご覧ください。令和5年に行われた公園内の植栽管理の実績

と、令和6年今年度予定している植栽管理について話をする。現在、本市では、小田原城植栽管理短期計画に基づいて植栽の管理を行っている。令和5年は予定通り作業を完了した。主に4本のマツを伐採した。今年度も予定通り植栽管理を行う予定である。1点、赤字で書いてある二の丸の北堀一帯のマツは当初の予定にはなかったが、枯れ木であったので、今日のタイミングで資料に追加した。2ページ目の令和5年度植栽管理実績をご覧ください。こちらは、中央にある本丸広場で、本丸広場北側のクスノキ群、マツ群の整枝を行った。そして、本丸の東側、北側斜面のマツ2本、本丸の東側、北側斜面のマツ2本、合計4本、斜面地に植えてあったものを、倒木の危険性があるということで伐採した。そして右側にある銅門北側、住吉堀へ張り出すマツ2本、こちらは、落枝や石垣崩壊の危険性があるということで伐採した。結果的に、三の丸ホールから天守閣を眺める眺望が格段に良くなった。その他、台風時の倒木を防ぐための伐採と、園内お堀端通りのサクラ等の枯れ枝の除去等を行っている。続いて3ページ目、令和6年度植栽管理予定をご覧ください。北側斜面のマツ1本を伐採する予定になっている。そして、北堀沿い一体のマツ1本は枯れ木なので、今年度切る予定で追加している。また、常盤木門の横のクスノキ1本を伐採する。斜面近くということと建物に影響があるということが理由である。さらには、銅門に隣接するようにサクラ、イヌマキが植わっているが、こちらの枝が建物にぶつかるほど伸びているので、整枝剪定をする予定である。そして、その下、ビヤクシン、イヌマキはいずれも市指定天然記念物であるが特にイヌマキについては近年剪定等手を入れてないので、樹木医の先生からも多少弱っているとの指摘があったので、指導してもらいながら剪定をしていきたい。その次に、旧市立図書館前のクスノキについては、1か所に3本の大きなクスノキが植わっているので、そのうち2本の伐採を予定している。そして、最後に遊園地のサクラ3本の伐採をする。こちらは枯れており、落枝、倒木の危険があることが理由である。最後に藤棚において、非常に斜めに傾斜しているマツが1本あるが、市指定天然記念物の御感の藤の生育に影響を及ぼす日陰を作ってしまうという点と、やはり非常に斜度がきついで倒木の危険があるため伐採を予定している。その他、園内お堀端通りの枯れ木等も例年通り対処する。また、台風等で倒木した場合には、そちらを優先することも出てこようかと思う。また、計画の中で前後させてもらいたいと思っている。

質疑

- 委員：サクラの植え替えと書いてあるが、こちら辺は図面には表記されていない。補植も入れておいた方がよいのではないかと、切るばかりというのはどうかと思う。
- 事務局：史跡の中なので、補植については今後考えていかなければいけないと思っている。この計画の中に、また修正ということで追記をしていくものと考えている。
- 委員：適宜、追加をしてもらえたら良いと思う。

副委員長：小田原城は桜で有名だと思う。ぜひ、弘前城を目指してほしい。

他に意見なし。

委員長：今日用意した審議事項、報告事項については以上だが、委員の皆さんで何かあれば。特にならなければ、これで本日の議題は全て終了になるが、次回の日程はいかがか。

事務局：次の会議の日程は、当初は、11月から12月頃をと思っていたが、本日、意見がたくさんあったので、あとは、今年度の発掘調査の状況等を見ながら、もう1回やるとすると、この後という気はするが、次回は、11月か12月頃、今年度の発掘の成果がある程度見えてきた段階で開催させていただきたいと考えている。また、日程等については調整をさせてもらうので、よろしく願いしたい。

委員長：それでは、本日の議題はこれで終了する。長時間にわたりお疲れ様である。